

◆第二次提案(環境エネルギー・経済産業分野)

【国への提言】

分野	提案名	提案内容(規制改革、制度改正等)	規制の根拠
①廃棄物	一般廃棄物と産業廃棄物の処理の一元化	<p>【具体的内容】 廃棄物処理法における、一廃と産廃の区分の廃止、一廃の市町村の処理規定を廃止、一廃処理施設で産廃処理を可能とする(逆も)などの改正を求める。</p> <p>【提案理由】 現行の廃棄物処理法では、廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に分けて処分され、かつ、一般廃棄物は、小さな基礎自治体の責務になっており、非効率が生じている。</p>	<p>廃棄物処理法 第2条(定義) 第6条の2(市町村の処理等) 第11条(事業者及び地方公共団体)</p>
②エネルギー	多様なエネルギー源を活用したスマートコミュニティ	<p>【具体的な内容】 所有権を分離した送電事業者を創設し、一需要家の複数契約を可能とする。熱供給事業の供給エリアへの供給義務を緩和し、複数の電気事業者が排熱を有効活用できる制度に変更する。電気やガス等の各種メータの統合や、計量器でなく通信による計量・課金制度を創設する。</p> <p>【提案理由】 電気の発送電は、一般電気事業者が独占しており、連系のため過大な機器の負担があり、また、託送の条件もあり、多様な発電事業者(メガソーラー、下水処理場など)が参加することが困難となっている。また、熱供給事業者は、現行法では、供給エリアに対する供給義務が課されており、多様な発電施設から出る排熱を有効活用することが難しい。さらに、電力使用の課金については、計量法の検定による型式承認を受けた計量器を使用する必要があり、現行制度では、計量法等で定める規格以外の計量器を電力や電力量等の取引用として使用することができない。 現在、大阪においては、低炭素なまちづくりを目指し、スマートコミュニティの実証を行っているが、その内容を実業として普及させるためには、現状の大規模集中・垂直統合型の電力供給体制のままでは、その実現が困難である。今後の電力システム改革を見据えた多様な事業者の参入を促進していくためにも、各電気事業者間の広域連携の拡大や小売りの自由化、完全な公正・中立を図ることのできる発送電分離の実現に向けた規制緩和を実現することが必要である。</p>	<p>・電気事業法 第19条(一般電気事業者の供給約款等)、 関西電力電気供給約款 第11条(供給の単位)) ・電気事業法施行規則 附則 第17条(一の需要場所の特例) ・熱供給事業法 第5条(許可の基準) ・計量法 第16条(使用の制限)</p>
②エネルギー	遊休農地を活用した太陽光発電	<p>【具体的内容】 農地の太陽光発電施設等の再生可能エネルギー設備への転用許可の手続きの簡素化を求める。</p> <p>【提案内容】 農地法では、農地を農地以外のものとするを規制している。 市街化区域外にある農地を農地以外に転用する場合は、国又は都道府県が道路、農業用排水施設等に供する場合などを除いて、都道府県知事の許可を受けなければならない。(市街化区域内の場合、予め農業委員会に届け出る必要がある。)</p>	<p>・農地法 第4条(農地の転用の制限) ・第5条(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)</p>
	河川を活用したマイクロ水力発電	<p>【具体的内容】 河川法を改正し、河川への小水力発電設置の際の流水・土地占用許可手続きを緩和することを求める。 (個別の河川ごとに判断が異なることから、洪水対策等基本的事項を順守できる共通の一定の技術基準を国が策定し、許可手続きが円滑に進むことを求める。)</p> <p>【提案理由】 マイクロ水力発電を河川に設置する場合、河川法の許認可の手続きが必要となるが、100年洪水への対応、利水者や河川環境への影響及び河川利用者の安全確保等に配慮する必要があるため認可を受けることは難しい。</p>	<p>・河川法 第23条(流水の占用許可) 第24条(土地の占用許可) 第26条(工作物の新築等の許可)</p>
	市街化調整区域における再生可能エネルギー発電	<p>【具体的内容】 都市計画法を改正し、太陽光発電と同様に、バイオマス等の再生可能エネルギーの発電設備の開発許可を不要とすることを求める。</p> <p>【提案理由】 市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域であることから、都市計画法では、許可できる開発行為を限定しており、市街化調整区域にバイオマス発電施設を設置する場合は、都市計画法の許可基準が無く設置するのが難しい。(開発審査会を経て許可を受けることも可能だが、手続きに時間を要する。)</p>	<p>・都市計画法 第29条(開発行為の許可) ・第34条(市街化調整区域での開発許可基準)</p>
②エネルギー	エネルギー分野の活性化に向けた税制創設	<p>【具体的内容】 相続税の非課税対象に、再生可能エネルギーや大規模火力発電所等への投資を追加することを求める。</p> <p>【提案理由】 相続税の非課税対象は、墓石、仏壇、祭具、生命保険金や退職手当金の一部等で限定されている。再生可能エネルギーや大規模火力発電所への投資は相続税の課税対象であり、エネルギー分野において高齢者資産が活用されていない。</p>	<p>・相続税法 第12条(相続税の非課税財産)</p>
	新型自動車の普及に向けた規制緩和(電気自動車)	<p>【具体的内容】 道路運送車両法を改正し、新型EV(電気自動車)の認証を簡素化することを求める。</p> <p>【提案理由】 EVは、既に型式認定を受けた車両の部品を新型EVに使用する際にも新たな認証が必要となる。また、少量生産車の登録台数が限定(100台)されるなど、現状では開発期間の短縮や低価格化が進んでいない。</p>	<p>・道路運送車両の保安基準細目告示第2節 ・道路運送車両法 第3条(自動車の種別) ・同法に基づく保安基準第10条(操縦装置)</p>
	新型自動車の普及に向けた規制緩和(無人走行車)	<p>【具体的内容】 道路交通法等に、試験走行も含めた自動走行に関する規定の追加を求める。</p> <p>【提案理由】 試験走行も含めた現行制度では、自動車の運行は「常に運転手が車両を適正に操縦する」ことが前提となっているため、国内では、無人による自動運転システム搭載車の試験走行等ができない。</p>	<p>・道路交通法</p>

分野	提案名	提案内容(規制改革、制度改正等)	規制の根拠
③創業・ベンチャー企業支援	JSOX法の大幅な緩和	【具体的内容】 創業後、一定期間の企業に対する「内部統制報告書」の提出義務の免除を求める。 【提案理由】 上場企業すべてに「内部統制報告書」の提出が求められるため、新規上場後、間もない企業については、システム構築や公認会計士による監査コスト等の負担となり、成長の阻害要因となっている。	・金融商品取引法第24条の4の4(財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価)
	エンジェル税制の改革	【具体的内容】 産業競争力強化(H26.1.20施行)において、「ベンチャー投資促進税制」が創設され、ベンチャーファンドに投資した企業は、出資額の80%を上限に損失準備金を積み立て、損金算入ができることとなったが、100%を算入できることを求める。 企業がベンチャー企業へ直接出資した場合も、税負担の軽減効果が相殺されない仕組みを創設することを求める。 【提案理由】 同制度では、企業がベンチャー企業へ直接出資した場合は、一時的な損金算入として扱われ、翌年度以降に益金として計上しなければならない制度であるため、税負担の軽減効果が相殺されてしまう。	・租税特別措置法第37条の13(特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等) 第41条の19(特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例)
	登録免許税法の改正	【具体的内容】 小規模事業者に対する設立登記時における免許税の引下げ、仮登記による会社設立を可能とすることを求める。 【提案理由】 株式会社設立の商業登記を行う際には、資本金の額の1,000分の7、これによって計算した額が15万円に満たないときは、1件につき15万円が必要となる。小規模なベンチャー企業の設立の際、過大なコストがかかることにより起業の阻害要因となっている。	・登録免許税法第2条(課税の範囲)
	外国人創業基準の緩和	【具体的内容】 外国人が創業する場合に必要な、500万円以上/人の出資及び2名以上の常勤職員の確保の廃止を求める。 【提案理由】 外国人が創業する場合は、「投資経営ビザ」が必要であり、その際、事業所の確保や2名以上の常勤職員の確保又は500万円以上/人の出資が必要となり、外国人留学生をはじめ外国人の企業・開業に支障が生じている。	・総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第3次答申」に関する在留資格認定(通知) ・内国株式会社の代表取締役の住所について(通知)

【府市への提言】

分野	提案名	提案内容(規制改革、制度改正等)	規制の根拠
①創業・ベンチャー企業支援	公共調達の入札参加資格の緩和	【具体的内容】 大阪府市の入札参加資格要件として、1年以上の営業経験を有していることが規定されていることから、創業後間もない企業に公共調達に参入する機会を与え、その成長を促進させるため、この資格要件を廃止することを求める。 【提案理由】 1年以上の営業経験を有していることを登記事項証明書により確認することができることが、入札の参加資格要件となっている。創業後1年間を経過しない企業については、入札参加資格を有しないことから、公共調達に参入出来ない。(物品・委託業務)	・大阪府入札参加資格審査要綱第3条(入札参加資格等の決定)・(告示) ・大阪市入札参加資格審査申請要領
②エネルギー	小水力発電の普及に向けた規制緩和	【具体的内容】 大阪府流水占用料等条例施行規則では、発電のための流水の占用に係る占用料の減免は、国や地方公共団体等の公共事業のみであり、民間事業は対象外となっているため、民間事業者の小水力発電設置に対する占用料の減免を追加することを求める。 【提案内容】 発電に係る流水占用料は、国が定める最高限度額の範囲内において設定することとされているが、現状では、他府県においても国が定める最高限度額を徴収している。	・大阪府流水占用料等条例第5条(占用料の免除等)